



入居募集



入居資格

- 《共通事項》
- ・ 雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
  - ・ 町税などに滞納がないこと。
- 町営住宅(団地)
- ・ 所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,100 円 ~ 41,500 円	可
	旭日	3LDK	平成 5 ~ 7・9 ~ 11 年	9	21,000 円 ~ 53,600 円	不可
継続	宮下	3LDK	昭和 59 年	2	13,400 円 ~ 27,100 円	不可
	緑町	2LDK	平成 23 年	1	17,100 円 ~ 39,200 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 61 ~ 63 年	6	16,000 円 ~ 40,500 円	不可
	魚田	3LDK	昭和 55 年	1	11,100 円 ~ 22,500 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	1	7,800 円 ~ 17,500 円	可

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、

●潮見町有住宅

新規	間取り	建築年度
	3LDK	昭和 57 年
戸数	家賃	単身
	2	18,800 円 ~ 37,600 円

●サンライズビレッジ

継続	間取り	建築年度
	1LDK	平成 5・6 年
戸数	家賃	単身
	3	30,000 円

障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●町有住宅

・ 町有住宅は入居の要件が異なりますので、管財係まで問い合わせ願います。

●サンライズビレッジ

・ 満35歳未満の独身勤労者であること

申込方法

・ 役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

・ 令和4年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。

・ 町営住宅に申し込みの際は、マイ

ナンバーのわかるものを持参してください。

選考方法

・ 申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

※最新の住宅情報は、ホームページで公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

<https://www.town.oumu.hokkaido.jp/>

※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

新規 8月15日(月)

継続 随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

間税財管理課管財係

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

税金

国税に関する相談センター

国税に関する相談は

電話相談センターへ

税の取り扱い・申告手続きなどの国税に関する一般的な相談は、電話相談センターをご利用ください。

手順

① 紋別税務署へ電話してください。

☎ 23・2191

② 音声案内に従い「1」を選択してください。

③ 相談される内容の番号を選択してください。

- ・ 「1」 所得税
- ・ 「2」 源泉徴収や支払調書
- ・ 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- ・ 「4」 法人税
- ・ 「5」 消費税・印紙税
- ・ 「6」 その他のご相談

④ 国税局電話相談センターにつながります。

国税庁ホームページでは、申告書や届出書などの各種様式のほか、よくある税の質問「タックスアンサー」を用意しています。また、24時間利用できる税務相談「チャットボット(ふたば)」もご利用ください。

※チャットボット・人工知能を活用しコンピュータが人間に代わって対話する「自動会話プログラム」

税務署での面接相談は

事前予約が必要です

紋別税務署では、納税者の皆さんにお待ちいただくことなくスムーズに対応できるよう、原則として面接相談を事前予約制とさせていただきます。

手順

① 紋別税務署へ電話してください。

☎ 23・2191

② 音声案内に従い「2」を選択してください。

③ 税務署の受付担当に繋がりますので「相談の予約をしたい」旨を伝えてください。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

・ 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

間紋別税務署

☎ 23・2191

消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付

個人事業者で、令和3年分の確定消費税額(地方消費税額は含まません)が48万円を超える人は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。この「令和3年分の確定消費税額」とは、令和3年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告などが行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額を

いいます。

前年実績による中間申告

令和3年分の確定消費税額に応じて、別表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を紋別税務署から送付しますので、必要事項を記入のうえ、紋別税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

仮決算に基づく中間申告

事業状況が令和3年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。

中間申告の期限までに中間申告書を提出されなかった場合でも、別表により算出した中間納付税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税の中間申告は、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」をご利用できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

・ e-Taxホームページ  
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

消費税および地方消費税(個人事業者)の納税には、振替納税が便利

令和3年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円越 400万円以下	年1回	令和3年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	8月31日(水) (振替納税利用の場合の振替日) 9月28日(水)
400万円越 4,800万円以下	年3回	令和3年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳細は国税庁ホームページでご確認ください。
4,800万円越	年11回	令和3年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

・ 国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>

間紋別税務署  
☎ 23・2191